

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年4月23日 16時30分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市来間島東方沖 来間三等三角点から真方位101°490m付近 (概位 北緯24°43.6′ 東経125°15.4′)
事故の概要	漁船チヌカルクル号は、南東進中、また、水上オートバイりよりりよ 3003は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年5月27日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 チヌカルクル号、1.0トン ON3-510403（漁船登録番号）、個人所有 B 水上オートバイ りよりりよ 3003、0.1トン 280-42988沖縄、株式会社 CRAFT
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部船体塗料の剝離 B 左舷船首部ミラーの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4～5、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、もずく網が設置されている海域で停船しているB船に注意喚起を行う目的で、手動操舵により約20 km/hの対地速力で接近し、B船の左舷船尾方で機関を中立運転として前進行きあしでB船に接近したが、行きあしが止まらないまま南東進を続け、機関を後進としたものの、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、行きあしが徐々になくなり、B船の左舷方至近で停船するであろうと思っていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、来間島東方沖で機関をアイドリング状態として船首を南東方に向けて漂流し、スマートフォンで写真を撮影していた。</p> <p>船長Bは、付近で人の声が聞こえたので、後方を振り返ったところ、左舷船尾方至近にB船に向かって接近するA船を認め、大声をあげたものの、至近に迫ったA船との衝突を避ける措置を採ることができないまま、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、他船が漂流中のB船を避けて通過すると思い、写真を撮</p>

	<p>影することに夢中になっていたので、A船の接近に衝突直前まで気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、南東進中、船長Aが、B船の左舷方至近で停船しようと思 い、機関を中立運転として前進行きあしでB船に接近した際、行きあ しが止まらない状態のまま航行を続けたことから、B船と衝突したも のと考えられる。</p> <p>船長Aは、行きあしが徐々になくなり、B船の左舷方至近で停船す るであろうと思っていたものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、他船が漂流中のB船を避けて通過する と思ひ、写真を撮影することに夢中になって漂流を続けていたことか ら、A船の接近に気付くのが遅れ、至近に迫ったA船との衝突を避け る措置を採ることができないまま衝突したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が漂流中、船長Aが、機関を中立 運転として前進行きあしでB船に接近した際、行きあしが止まらない 状態のまま航行を続け、船長Bが、写真を撮影することに夢中になっ て漂流を続けていたため、両船が衝突したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、他船の近くで停船する必要がある場合は、行 きあしの制御を適切に行い、余裕のある距離で停船できるよう早 めの機関操作を行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、漂流中、航行する他船が避けて通過してくれ ると思わず、常に周囲の状況を確認し、接近する他船を認めた場 合は、機関を使用して移動するなど、余裕がある時機に衝突を避 けるための措置を採ること。 ・ 小型船舶の船長は、定置網等の漁業施設が設置されている海域で 漂流しないことが望ましい。